

和歌山県警察通訳員運用要綱の制定について(例規)

(制定：令和 3 年11月12日 教第46号)

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県警察通訳員運用要綱の制定について(例規)

外国語の通訳及び翻訳又は手話通訳を必要とする犯罪及び警察事象に適正かつ迅速に対応するとともに、通訳等の業務の一元管理を図るため、和歌山県警察通訳員運用要綱を別記のとおり定め、令和 3 年11月12日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、「和歌山県警察通訳センター運用要綱の制定について（例規）」（平成16年 6 月21日付け教第71号）は、廃止する。

別記

和歌山県警察通訳員運用要綱

第 1 目的

この要綱は、和歌山県警察通訳センター（以下「通訳センター」という。）における通訳員の運用等について必要な事項を定め、和歌山県警察における外国語の通訳及び翻訳又は手話通訳（以下「通訳等」という。）業務の適正な推進と一元的な管理を図ることを目的とする。

第 2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 部内通訳員

警察職員のうち、通訳等の能力を有し、部内通訳員指定名簿（別記様式第 1 号）に登録した者をいう。

2 民間通訳員

警察職員以外の者で、通訳等の能力を有し、民間通訳員指定名簿（別記様式第 2 号）に登録したものをいう。

3 通訳員

部内通訳員及び民間通訳員をいう。

第 3 部内通訳員の上申、指定及び解除

1 警務部教養課長（以下「教養課長」という。）は、別表「通訳員指定基準」に該当する警察職員を把握した場合は、部内通訳員としての適性を審査し、適性を有すると認めるときは、当該警察職員の部内通訳員への指定について、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

2 本部長は、上申のあった者のうち、適任と認めるものを部内通訳員に指定するものとする。

3 教養課長は、本部長の指定に基づき、部内通訳員指定名簿に当該部内通訳員を登録するとともに、当該部内通訳員の配属先の所属長（以下「配属先所属長」という。）に当該部内通訳員の指定について通知するものとする。

4 本部長は、部内通訳員が次の各号に該当するときは、部内通訳員の指定を解除するものとする。

- (1) 警部及び警部相当職の階級に昇任したとき。
- (2) 通訳員の心身の故障その他の事由により活動ができなくなったとき。
- (3) 通訳員としての適性を欠くと認めたとき。

5 教養課長は、本部長の指定解除に基づき、部内通訳員指定名簿から当該部内通訳員の登録を削除するとともに、配属先所属長に当該部内通訳員の指定解除について通知するものとする。

第4 民間通訳員の上申、指定及び解除

1 教養課長は、別表「通訳員指定基準」に該当する警察職員以外の者で民間通訳員の指定を希望するものを把握した場合は、その者から履歴書の提出を受けた上、民間通訳員としての適性を審査し、適性を有すると認めるときは、その者の民間通訳員への指定について、本部長に上申するものとする。

2 本部長は、上申のあった者のうち、適任と認めるものを民間通訳員に指定するものとする。

3 教養課長は、本部長の指定に基づき、民間通訳員指定名簿に当該民間通訳員を登録するものとする。

4 本部長は、民間通訳員が次の各号に該当するときは、民間通訳員の指定を解除するものとする。

- (1) 通訳員の住居移転、心身の故障その他の事由により活動ができなくなったとき。
- (2) 通訳員としての適性を欠くと認めたとき。

5 教養課長は、本部長の指定解除に基づき、民間通訳員指定名簿から当該民間通訳員の登録を削除するものとする。

第5 通訳員の運用

1 所属長は、犯罪捜査等の警察活動に際し、通訳等を必要とするときは、原則として自所属の部内通訳員に行わせるものとし、その旨を通訳センターに通知するものとする。

2 所属長は、自所属に当該警察活動を行うために必要な部内通訳員がいなく又ははやむを得ない事情により自所属の部内通訳員の運用ができないときは、通訳員派遣要請書（別記様式第3号。以下「派遣要請書」という。）又は翻訳要請書（別記様式第4号）により、通訳センターを通じ、本部長に通訳員の派遣又は翻訳を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により要請できるものとし、事後速やかに派遣要請書又は翻訳要請書を提出するものとする。

3 本部長は、前記2に規定する要請があった場合において、必要があると認めるときは、当該要請に対応する通訳員を選定し、部内通訳員の場合は配属先所属長に当該部内通訳員の派遣又は当該部内通訳員による翻訳を命じ、民間通訳員の場合は教養課長に民間通訳員への通訳等の依頼を命じるものとする。

4 本部長は、他の所属で当該要請に対応する通訳員を運用している場合で、緊急を

要するときは、当該通訳員を運用中の所属長に対し、当該通訳員を新たに要請した所属へ早期に派遣できるよう、現に通訳員を運用中の通訳等業務について調整を命じるものとする。

5 通訳員を要請した所属長は、通訳を実施する前に、取調官等の担当者と通訳員の間で十分な打合せが行われるよう配慮するものとする。

6 部内通訳員の派遣期間は、原則として2日以内とする。ただし、本部長が必要と認めた場合は、派遣期間を延長することができるものとする。

7 通訳員の運用に係る事務は教養課長が処理し、教養課長は、当該事務のうち定例又は軽易なものについて専決することができる。

第6 通訳員の運用結果報告

1 通訳員を運用した所属長は、通訳等の業務が終了したときは、通訳員の運用結果を通訳員運用結果報告書（別記様式第5号）により、速やかに通訳センターを通じて本部長に報告するものとする。

2 教養課長は、部内通訳員が自所属以外で通訳等の業務を行った場合は、配属先所属長に当該部内通訳員の運用結果を通知するものとする。

第7 他の都道府県警察等との協力

1 教養課長は、所属長から通訳員の派遣が要請された場合で、適当な通訳員が確保できないとき又は遠隔地において通訳員を確保する必要があるため部内通訳員の派遣が困難なときは、必要に応じ、他の都道府県警察の通訳等の業務を主管する課長等に対し、当該都道府県警察が運用している通訳員のうち適当な者の紹介又は手配について協力を依頼するものとする。

他の都道府県警察から紹介又は手配を受けた民間通訳員を運用する場合は、第4で定める民間通訳員の指定等の手続を省略することができる。

2 他の都道府県警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通訳員の紹介又は手配について協力依頼があった場合は、教養課長が対応するものとし、教養課長は必要な協力を行うものとする。この場合において、部内通訳員の派遣を要するときは、配属先所属長と協議するものとする。

第8 民間通訳員の安全と健康の確保

民間通訳員の派遣を受けた所属長は、通訳現場における安全と健康を確保するため必要な措置を講じるとともに、通訳等の業務終了後は、通訳謝金及び旅費の支払に関する必要な手続を迅速かつ適切に行うものとする。

第9 その他

1 この例規に定めるもののほか、通訳員の運用等に関する必要な細部事項は、教養課長が別に定めるものとする。

2 「和歌山県警察通訳センター運用要綱」（平成16年6月21日付け教第71号）に基づき通訳員に指定されている者は、この例規による通訳員に引き続き指定されたものとみなす。

別表（第３の１、第４の１関係）

通訳員指定基準

項目		部内通訳員	民間通訳員
語学等の資格 (いずれかを満たすこと)	英語	1 実用英語技能検定（英検）～準１級以上 2 国際コミュニケーション英語能力テスト（TOEIC）～730点以上 3 国際連合公用語検定～A級以上 4 １～３に相当する語学力を有すること	
	英語以外の外国語	1 警察庁主催の外国語技能検定～中級以上 2 １に相当する語学力を有すること	日常会話を支障なく行え、また、読み、筆談等が適度にできること
	手話	1 厚生労働省認可の「手話通訳士」の資格を有すること 2 １に準ずる手話能力を有すること	
その他 (全てを満たすこと)		1 原則として１年以上の勤続年数を有すること 2 その他通訳員として適性を有すること	1 警察活動に理解があり、協力的であること 2 同居の家族等から協力が得られること 3 健康であること 4 外国人である場合は、日本語が堪能であること 5 その他通訳として適性を有すること

（別記様式省略）